六次産業化・農商工連携による新商品等の開発を支援します！

合志市六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業

平成２８年度募集案内

合志市は、農業者の所得向上及び地域産業の活性化を図るため、六次産業化又は農商工連携による新商品等の開発を支援します。

「六次産業化にチャレンジしたい！」「農業者と連携して新たな商品の開発をしたい！」など、積極的な取り組みをお待ちしています。

※審査の結果により、採択されない場合もありますので、ご理解のうえ応募してください。

１　補助対象事業

合志市の農産品を活用し、六次産業化又は農商工連携によって実施する新商品等開発を対象とします。

２　補助対象者

合志市に所在する農業者又は中小企業等。ただし、市税等の滞納がある世帯の者又は団体を除くものとします。

３　補助対象の経費

新商品等開発に必要な経費のうち、次に定めるものです。ただし、消費税及び地方消費税は含みません。

（１）　消耗品費

（２）　機器借り上げ費

（３）　機器購入費　（ただし、3 分の 2 を上限とする。）

（４）　外注費

（５）　その他、市長が必要かつ適当と認める経費

４　補助限度額

１事業あたり１００万円以内

※補助金は、本年度予算の範囲内で交付します。なお、補助対象経費の精査や申請件数により、申請額から減額される場合があります。

５　申込み方法（※応募書類は、市ホームページよりダウンロードできます。）

下記の書類を作成のうえ、募集期間内に提出してください。

（１）　事業計画承認申請書

（２）　事業計画書

（３）　新商品等開発企画書

（４）　市税等滞納状況確認同意書

６　募集期間

平成２８年６月１３日（月）～７月１日（金）（１７時まで必着のこと）

７　提出場所

合志市役所　商工振興課　商工振興班（合志市竹迫２１４０）

８　審査等

（１）　申込み受付後、審査会を実施のうえ、補助対象者を決定いたします。

（２）　審査内容については非公開とします。

（３）　提出書類については、返却はしませんので、ご了承ください。
なお、提出書類は、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

９　その他

事業終了後及び年度以降も事業の成果等の報告を求めます。その他は、合志市補助金交付規則及び合志市六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業補助金交付要綱をご覧のうえ、お申込みください。

※この事業における各用語は、以下のとおり定義します。

（１）六次産業化

農業者が二次産業及び三次産業まで手がけることで、農業の経営体質強化を目指すこと。

（２）農商工連携

農業者と中小企業等が連携して行う事業。

（３）新商品等開発

新たな商品やサービス等の開発又は改良を行う事業。

（４）農業者

農業を営んでいるもの又はこれらが組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）なお、農業の定義は、日本標準産業分類による。

（５）中小企業等

合志市中小企業等振興基本条例（平成２２年条例第１２号）第２条第２号に規定する中小企業等。

【条例抜粋】中小企業等　中小企業者、事業協同組合、企業組合、商工団体その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。